

2020
11
November



CLIENT



No.342

弊法人からの連絡事項

- ・年末調整に関する改正について

P1

税務トピックス

- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

弊法人からの連絡事項

- ・楽しい給与計算と年末調整

P5

P2

弊法人からの連絡事項

- ・最低賃金の変更について

弊法人からの連絡事項

- ・確定申告に必要な資料について

P6

P3・4

弊法人からの連絡事項

- ・国の支援金、慰労金の申請はお済でしょうか？
- ・「同一労働同一賃金」セミナーのご案内

P7



■様式の変更について

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」が新設されました。それらは「給与所得者の配偶者控除等申告書」と統合され、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として、1枚の様式になりました。基礎控除は給与所得者のほぼ全員が関係するため、配偶者がいなくても提出が必要です。

今回の改正による特に大きな変更点は以下になります。

①寡婦控除の見直し

改正により未婚やひとり親世帯も控除を受けることができるようになりました。

※ひとり親控除の要件は以下になります。

- ✓生計を一にする子を有し総所得金額等が48万円以下
- ✓所得が500万円（給与収入678万円）以下
- ✓住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」など事実婚の記載がない

②基礎控除額の見直し（←給与所得のある方々全員に影響が及びます。）

※以下に該当される場合は、記載する順番と記載箇所にご留意ください。

- ✓年収が1,000万円以下かつ配偶者の所得133万円以下
- ✓上記以外かつ所得合計2,500万円以下

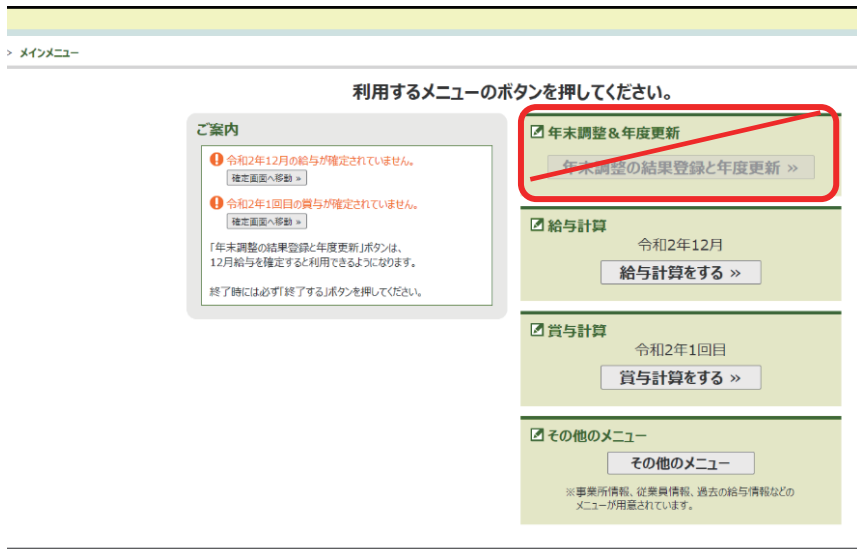
※詳細な記載方法等は社内掲示用資料（別紙）をご覧ください。

■年末調整の際の注意点

① 12月の給与入力が終わったら、必ず「確定ボタン」を押して確定してください。

確定した後は修正ができなくなりますのでご注意ください。
 ※修正が必要な場合は、担当者までご連絡ください。

② 確定された後は、弊社にて作業を行いますのでご連絡をお待ちください。
 ご連絡させていただくまでは、「楽しい給与計算」の作業をしないようお願い致します。



この赤枠内のボタンは押さないようお願い致します。

■給与明細の見方

年末調整は、還付額がマイナス、不足額がプラスで表示されます。
 給与くんの明細と表記が逆になりますのでご注意ください。

■ 給与明細 (関太郎様) 令和2年12月分給与明細書

項目	金額	有休残日数	支給日
有休残日数	12		令和2年12月29日
基本給	300,000		
特異手当	0		
残業手当	0		
休日手当	2,400		
賞与手当	0		
通勤費	1,200		
健康保険料	13,000		
介護保険料	3,000		
厚生年金等	17,385		
雇用保険料	911		
所得税	7,200		
住民税			
年末調整	-8,000		
支給合計額	303,600		
控除合計額	33,486		
差引支給額	270,104		
累計課税支給額	2,927,150		

差引支給額が増える↑

■ 給与明細 (関花子様) 令和2年12月分給与明細書

項目	金額	有休残日数	支給日
有休残日数	11		令和2年12月29日
基本給	150,000		
特異手当	10,000		
通勤費	3,200		
健康保険料	8,000		
介護保険料	0		
厚生年金等	16,000		
雇用保険料	490		
所得税	2,530		
住民税			
年末調整	25,000		
支給合計額	183,200		
控除合計額	61,020		
差引支給額	122,180		
累計課税支給額	2,050,000		

差引支給額が減少する↓

↓給与明細一覧表一部抜粋

調整額	金額	金額
支給合計額	303,600	163,200
非課税額	1,200	3,200
課税分合計	302,400	160,000
(控除項目)		
健康保険料	13,000	8,000
介護保険料	3,000	0
厚生年金等	17,385	16,000
雇用保険料	911	490
社保合計	34,296	24,490
課税対象額	268,104	135,510
所得税	7,200	2,530
住民税		9,000
年末調整	-8,000	25,000

マイナスは 還付
 プラスは 不足

確定申告に必要な資料について

2020年度の確定申告（2021年3月15日提出期限）へ向けて、ご準備いただきたい書類をまとめました。該当書類がある場合は、下記の期日までに弊法人までお送りください。

ご確認ください

所得についてはご確認の上、**FAX**、**郵送**、またはお電話にて担当までご連絡をお願いいたします。



(1) 扶 養

人数など扶養者の変更等がありましたら、まずは月次連絡の際に弊法人担当者までお知らせください。



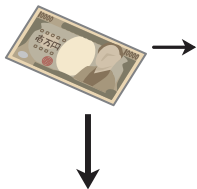
(2) 給 与

給与所得がある方は、必ず**源泉徴収票**を郵送してください。
(他の医院に勤務、市町村での当番医、歯科医師会からの給与等)



(3) 住宅借入金等

2020年中に住宅を購入し、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、弊法人にご連絡ください。必要書類一覧表を郵送いたします。



(4) 事業所得以外の所得

歯科医院以外に所得がある場合は、弊法人にご連絡ください。
特に**譲渡所得**のある方は、お早目にご連絡ください。

事業所得以外の所得

所得の種類	収入内容等	必要書類	必着期限
利子所得	預貯金等の利子	原則的には源泉分離で申告不要です	1月下旬
配当所得	株・出資金の配当等	配当の支払調書 その他内容のわかるもの	1月下旬
不動産所得	貸屋・アパート収入	家賃・地代収入、経費の資料 賃貸契約書のコピー	1月下旬
給与所得	給料・賞与	源泉徴収票	1月下旬
退職所得	退職金	退職所得の源泉徴収票	1月下旬
譲渡所得	土地・家屋 有価証券	売買契約書、領収書 購入時の資料 【TEL・FAXでご連絡ください】	至 急
一時所得	生命保険金の満期返戻金等	内容がわかる資料	1月下旬
雑所得	原稿料、貸付金利子 年金、恩給等	支払調書等	1月下旬

※特定口座年間取引報告書が証券会社等から届いた場合は、損失又は取引なしでも弊法人へ郵送ください。

ここ数年、年金保険の受給、生命保険の満期返戻の申告漏れからの税務調査が増えています。

確定申告についてのご相談は、担当者までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

■ 10月分の月次資料と一緒に送ってください。

昨年もお願いいたしましたが、今年から医療費の領収書については早期にお送りいただきますようお願いしております。

お手元にある10月までの医療費の領収書は10月分の月次資料と一緒に11月中にお送りください。

■ 2020年12月25日(金)までに、**FAX**をしてください。FAX用紙はCLIENT12月号に同封いたします。

- ・ 税務代理権限証書（押印済）

■ 2021年1月15日(金)までに、**FAX**をしてください。FAX用紙はCLIENT1月号に同封いたします。

- ・ 資産の取得についてのお問い合わせ
- ・ 確定申告連絡表（黄）

■ 2021年1月29日(金)までに、**郵送**してください。各種用紙はCLIENT1月号に同封いたします。

- ・ 税務代理権限証書（原本）
- ・ 11月、12月分の医療費の領収書原本
- ・ 12月分の月次資料
- ・ 所得控除関係資料
- ・ 棚卸等の連絡表一式
- ・ 確定申告連絡表（黄）

所得控除関係資料	対象内容	対象
医療費の領収書	合計が10万円超となる可能性がある場合 ※合計所得200万円未満は10万円以下でも可	領収書の原本
国民年金、国民年金基金の 控除証明書		証明書の原本
健康保険などの支払がわかる資料	支払額と対象者の氏名がわかる資料	コピー可
小規模企業共済掛金払込証明書	11月以降に加入した場合は担当へご連絡ください	証明書の原本
生命保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
地震保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
寄附金控除証明書	お手元に届いた領収書、証明書、ご案内等	領収書の原本 証明書の原本

■ 2021年2月15日(月)までに、**郵送**してください。

- ・ 1月分の月次資料

■ 届き次第、**FAX**をしてから、**郵送**してください。

必要書類	対象内容	対象
12月診療分決定通知書・支払調書	2020年12月診療分	原本
歯科医師会費の一覧表、明細書	2020年度分	コピー可
クレジットカードの利用明細	2021年1月、2月引き落とし分	コピー可

確定申告を迎えるにあたって ～コロナ特例のご案内～

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においては、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるとされています。

簡易課税制度の適用に関する特例

簡易課税制度の適用については、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。

例えば、今般の新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことで、

- ◆ 通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい
 - ◆ 感染拡大防止のために緊急な課税仕入れが生じたため一般課税へ変更したい
- などの事情がある事業者は、所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、簡易課税制度を選択する（又は選択をやめる）ことができます。

承認申請手続

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から2月以内に「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- ・この特例の適用を受ける場合、2年間の継続適用要件は適用されません。
- ・調整対象固定資産や高額特定資産等を取得した場合の「消費税簡易課税制度届出書」の提出制限も適用されません。

住宅ローン減税の適用要件の弾力化

住宅ローン減税控除期間の3年間延長（13年間）特例措置について、新型コロナウイルス感染症等の影響で入居が遅れた場合、入居期限が**令和3年12月31日**までに延長されています。

住宅ローン減税の概要

住宅ローンを借り入れて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、年末のローン残高の1%を所得税（一部、翌年の住民税）から10年間控除する制度です。

消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、令和元年10月1日から**令和2年12月31日**までの間に居住の用に供した場合は、**控除期間が13年間**となる特例があり、増税負担分の範囲内で、追加で控除されます。※適用要件や控除額等、詳細は国税庁「住宅借入金等特別控除」をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に入居できない方

以下の要件を満たしていれば、13年間の特例措置の対象となります。

- ①一定の期日までに**契約**が行われていること。
 - ・注文住宅を新築する場合：**令和2年9月末**
 - ・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：**令和2年11月末**
- ②新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
- ③**令和3年12月31日**までに**入居**すること。



確定申告において必要となる書類

- ①入居時期に関する申告書兼証明書（**契約事業者**において作成）
- ②契約の締結をした年月日を明らかにする書類（請負契約書、売買契約書の写しなど）
- ③通常の住宅ローン減税の適用を受けるために必要な書類（借入金の年末残高等証明書、家屋の登記事項証明書など）

2020年10月から最低賃金が変わりました。

今年は東京都のように2019年と同額の都道府県もございますが、改めて従業員の賃金を最低賃金よりも同額以上であることをお確かめ下さい。

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなくてはならない制度です。

診療所のある都道府県の最低賃金を採用する必要があります。

※東京都は前年と同額

都道府県名	地域別最低賃金時間額	
	10月より	9月まで
東京都	1,013円	1,013円
神奈川県	1,012円	1,011円
埼玉県	928円	926円
千葉県	925円	923円
茨城県	851円	849円
静岡県	885円	885円

地域別最低賃金は各都道府県に一つずつ全部で47件の最低賃金が定められており、パートタイマー、臨時、嘱託など雇用形態に関わりなくすべての労働者に適用されます。

◆最低賃金のチェックの方法

以下の方法で時間額に換算します。

①時給の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

②日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

③月給の場合

労働時間月176時間として

月給 \div 1ヵ月の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

※月給の合計額から最低賃金の対象とならない通勤手当、時間外手当、皆勤手当を除きます。

※1ヵ月の平均所定労働時間=（365日-年間所定休日数） \times 1日の所定労働時間数/12ヵ月

東京都の場合

①時給 1,013円以上

②日給 8,104円以上

労働時間1日8時間として

③月給178,288円以上

労働時間176時間として

◆最低賃金を支払っていない場合

①雇用契約で交わした賃金が無効となります。

②差額を支払わなくてはなりません。

退職したスタッフより未払賃金を求められる場合がございます。

また求人媒体に依頼してスタッフを募集する場合、最低賃金額を下回っておりますと、求人情報は掲載されませんので、ご注意下さい。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援金(以下、支援金)」、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(以下、慰労金)」の**申請期限にご注意ください**。

首都圏、および近隣の県の支援金、慰労金の申請期限は右記の通りです。申請漏れの無いようお手続きをお願い申し上げます。

支援金は、多くの自治体で2月末期限の申請ですが、慰労金の申請は、各自治体が異なる為注意が必要です。

※右記の慰労金の申請期限は、医療機関等から国民健康保険団体連合会への期限です。退職した医療従事者等の個別申請については、別途期限が設けられています。

都道府県	支援金	慰労金
東京都	2020年11月30日	2020年11月30日
茨城県	2021年2月26日	2021年1月29日
埼玉県	2021年2月26日	2020年10月31日
千葉県	2021年2月26日	2020年11月30日
神奈川県	2021年2月26日	2021年2月26日
静岡県	2021年2月26日	2021年2月26日

神奈川県: 原則2020年12月末までに申請

「同一労働同一賃金」セミナーのご案内

幣法人からの連絡事項

◆セミナータイトル◆

「同一労働同一賃金」の仕組みを理解し、中小企業に求められる解決策を徹底解説

◆セミナー内容◆

同一労働同一賃金が来年の4月からついに始まります。(上場企業は今年の4月からすでに始まっています)。同一労働同一賃金は「処遇改善によるコスト増」の問題だけではなく「優秀なパートタイマーの人手不足」に繋がるため、大変重要な課題です。本セミナーでは、法改正の内容、同一労働同一賃金の今後の方向性と、職場に求められる解決策について、最新の判例も踏まえて分かりやすく解説をします。

◆開催概要◆

日 時 : 2020年11月19日(木) 14:00~15:30 (参加無料)
 参加方法 : オンライン (Zoomのウェビナーを使用) ・来場 (東京本社セミナールーム)
 お申込方法 : 弊社担当、あるいは下記のセミナー事務局までご連絡ください。
 日本クレアス社会保険労務士法人 セミナー事務局
 TEL : 03-3593-3235 E-mail : seminar@j-craes.com

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 342号

- 発行日: 2020年11月5日
- 発行元: 日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL: <https://ca-medical.jp>
- お問合わせ先: 電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
 電話 (代表): 03-3593-3235 FAX: 03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート